

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省27-14)

施策目標	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する							担当部局名	大臣官房 運輸安全監理官			作成責任者名	運輸安全監理官 嘉村 徹也	
施策目標の概要及び達成すべき目標	鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する。							施策目標の評価結果	③相当程度進展あり	政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標等	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度							
75 主要なターミナル駅の耐震化率	89%	平成23年度	88%	89%	90%	92%	集計中	B	100%	平成27年度	中央防災会議の防災基本計画において、不特定多数の者が利用するターミナル駅の耐震性確保の重要性が掲げられており、できるだけ早期に主要なターミナル駅の耐震性を確保する必要があるため、平成27年度までにこれらの全てについて耐震性を確保することを目標とする。また、平成24年8月31日に閣議決定された社会資本重点整備計画の重点目標に位置付けられている。			
76 鉄道運転事故による乗客の死亡者数	0人	平成18年度	0人	0人	0人	0人	0人(P)	A	0人	毎年度	列車の衝突や脱線等により乗客に死者が発生するような重大な列車事故を未然に防止することが必要である(第9次交通安全基本計画)。			
77 事業用自動車による事故に関する指標 (①事業用自動車による交通事故死者数)	517人	平成20年	490人	450人	466人	434人	421人	B	250人	平成30年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。 10年間で死者数半減(平成20年513人を10年後に250人)			
77 事業用自動車による事故に関する指標 (②事業用自動車による人身事故件数)	56,305件	平成20年	51,066件	49,085件	45,346件	42,425件	39,649人	A	30,000件	平成30年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。 10年間で人身事故件数半減(平成20年56,295件を10年後に3万件)			
77 事業用自動車による事故に関する指標 (③事業用自動車による飲酒運転件数)	287件	平成20年	177件	151件	121件	126件	119件	A	0件	平成30年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。 飲酒運転ゼロ			
78 商船の海難船舶隻数	497隻	平成18～22年の平均	475隻	353隻	422隻	379隻	394隻	A	447隻以下	平成27年	第9次交通安全基本計画第2部(海上交通の安全)における目標(我が国周辺で発生する海難隻数(本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。))を第8次計画期間の年平均と比較して、平成27年までに、約1割削減する。)に準じた目標設定とし、平成18年～平成22年までの商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る年平均海難隻数(497隻)と比較して、平成27年までに1割削減(447隻以下)とする。			
79 船員災害発生率(千人率)	11.0‰	平成20～24年度の平均	10.9‰	10.5‰	11.0‰	10.3‰	集計中	A	9.6‰	平成29年度	船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を5年ごとに作成している。平成27年度は、平成25年度を初年度とした第10次基本計画期間である。 第10次基本計画期間(平成25年度から平成29年度まで)の死傷災害発生率を、第9次基本計画期間(平成20年度から平成24年度まで)の5年間の死傷災害の発生率(年間千人率)の平均値(11.0‰)に比べ13%減少させることとした。 目標設定の考え方は、 ① 平成20～22年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。 ② 業績目標の初期値及び目標値は計画期間中の状況をより反映させるため、これまでの最終年度の比較でなく、計画期間(5年間)の平均値を比較することとした。			
80 航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	0件	平成14年度	0件	0件	0件	0件	0件	A	0件	毎年度	国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ(爆破等)の発生件数ゼロを目標とし、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。			
81 国内航空における航空事故発生件数	10.8件	平成20～24年の平均	10.4件	11.2件	10.8件	10.2件	9.6件	A	10件	平成25～29年の平均	航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、航空事故の発生件数(平成25年～29年の5か年平均値)を現況値(平成20年～24年の5か年平均値)の約1割減とすることを目標とする。 また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。			
関6 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数)	-	-	-	-	39人	90人	130人	/	約150人	平成27年度	公共交通事故被害者支援員のうち、被害者等の支援にあたって必要な研修を受けた者の数。			
関6 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる関係支援団体等の数)	-	-	-	-	134箇所	722箇所	833箇所	/	約150箇所	平成27年度	「公共交通事故被害者支援室」が活動するにあたり、各種支援の提供に係る連携先となる関係支援団体等の数。			

関7	鉄道の対象曲線部等における速度制限機能付きATS等の整備率	82%	平成23年度	-	82%	87%	89%	集計中		100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。		
関8	鉄道の対象車両における安全装置の整備率 ①運転士異常時列車停止装置	94%	平成23年度	-	94%	96%	98%	99%(P)		100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により運転士異常時列車停止装置及び運転状況記録装置の整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。		
関8	鉄道の対象車両における安全装置の整備率 ②運転状況記録装置	85%	平成23年度	-	85%	89%	94%	97%(P)		100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により運転士異常時列車停止装置及び運転状況記録装置の整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。		
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			27年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(27年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
27年度行政事業レビュー事業番号		24年度(百万円)	25年度(百万円)	26年度(百万円)										
(1)	運輸安全マネジメント制度の充実・強化(平成18年度～)	36 (31)	38 (28)	39	42	公共交通等の一層の安全を確保するため、運輸事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築、改善を図る運輸安全マネジメント制度の充実・強化を図る。 具体的には、①事業者が構築した安全管理体制の状況を国が評価し、改善に向けた助言を行う「運輸安全マネジメント評価」の実施、②運輸事業者に対する安全教育・協働を促すためのシンポジウムの開催等を行っている。					76,77,78,81	-		
(2)	大災害発生時における緊急物資輸送に向けた体制整備(平成27年度～)	-	-	-	15	国が被災後1週間以内に行う緊急支援物資輸送(プッシュ型輸送)について、一次物資集積拠点の配置や災害支援物資の輸送効率等をシミュレーションによって検証し、基幹的広域防災拠点、羽田空港、荒川等を活用した陸海空のモード横断的な災害支援物資輸送計画を策定する。 また、策定した災害支援物資輸送計画の実効性確保のため、基幹的広域防災拠点(川崎港東扇島、堺泉北港堺2区)等を活用し、関係機関と連携した広域的な災害支援物資輸送訓練を実施する。					-	広域的な災害支援物資輸送演習の実施回数		
(3)	公共交通における事故発生時の被害者支援のための体制整備(平成24年度)	6 (1)	4 (3)	4	4	・公共交通事故被害者等からの相談を受け付けるため、本省に常設の窓口を設置 ・重大な公共交通事故発生時に、上記相談窓口についての周知活動等を実施 ・公共交通事故被害者等支援施策の改善に資するため、被害者団体や有識者から助言を頂くための「公共交通事故被害者等支援懇談会」を開催 ・被害者等に寄り添った支援を行うため、支援に当たる国土交通省職員に対する教育訓練を実施 ・被害者支援の関係行政機関・民間団体とのネットワーク形成					関6	研修の開催数(平成27年度は年2回実施予定)		
(4)	鉄道施設総合安全対策事業(老朽化対策)(平成20年度)	83 (83)	83 (83)	83	83	【鉄道施設老朽化対策事業】 地域鉄道の橋りょう、トンネル等であって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の定める耐用年数を超えて使用しており、老朽化の程度が著しいと認められる施設の補強・改良を行う事業を対象に、補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。					-	鉄道施設老朽化対策事業を実施している箇所数		
(5)	鉄道防災事業(昭和53年度(一般防災)、平成11年度(青函))	549 (547)	1,955 (1,949)	1,141	1,185	旅客会社等が行う落石・なだれ等対策又は海岸等保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業(一般防災)及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う青函トンネル機能保全のための改修事業について、国がその一部を補助する。					-	落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事を施工する箇所数 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事が完了した箇所数		
(6)	本州四国連絡橋(本四備讃線)耐震補強事業(平成24年度)	750 (750)	5,679 (5,679)	3,301	100	本州四国連絡橋(本四備讃線)を保有する(独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う橋脚補強、上部工補強、落橋防止対策等の耐震補強工事に要する費用として、同機構に出資する。					-	耐震補強事業実施中の橋梁数。 本四備讃線が通過する34橋梁全ての耐震補強事業を完了。		
(7)	踏切保安設備整備(昭和36年度)	107 (72)	107 (71)	107	107	踏切道改良促進法に基づく、踏切遮断機・警報機、踏切警報時間制御装置及び高規格化保安設備の整備について、鉄道事業者が負担する事業費の一部を国(1/2または1/3)及び地方公共団体(1/3)が補助する					-	踏切保安設備の整備箇所数 平成27年までに踏切事故件数を平成22年と比較して約1割削減することを目指す(第9次交通安全基本計画)		
(8)	鉄道技術基準等(平成14年度)	147 (138)	146 (134)	145	145	鉄道のトンネル、橋りょう、電気設備等の鉄道施設、車両や列車の運転について、最新の知見を踏まえた調査研究を実施し、技術基準の原案を作成。 主な調査研究内容として、 ①鉄道のトンネルの設計方法や構造物の延命化対策に関する調査研究 ②列車走行時における安全性確保のための車両振動の影響に関する調査研究 ③鉄道、索道の技術基準の見直しに関する調査研究 ④海外の鉄道の技術基準に関する調査研究等を実施。					76	調査件数等		
(9)	鉄道安全対策等(平成15年度)	62 (46)	61 (49)	63	59	鉄軌道事業者に対し、輸送の安全の確保に関する取組が適切であるか等について保安監査を実施するほか、鉄道の保安度向上に資するため、国土交通省と鉄軌道事業者等で構成する保安連絡会議を開催。 また、利用者等への事故防止に関する理解促進のための取り組みを実施。 さらに、鉄軌道輸送の安全性を高めるため、鉄道係員に関する安全指針や、リスク情報の活用等について検討。					76	保安監査の実施回数、保安連絡会議の開催回数		

(10)	鉄道施設総合安全対策事業 (鉄道施設の耐震対策) (平成23年度)	149	133 (62)	2,346 (1,661)	3,117	1,711	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅の耐震補強事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。 また、首都直下地震及び南海トラフ地震において強い揺れが想定される地域における、緊急輸送道路等と交差又は並行する鉄道の橋りょう・高架橋・乗降客1日1万人以上の駅(地平駅を除く)及び片道断面輸送量1日1万人以上の路線であって、ピーク1時間あたりの片道列車本数10本以上の路線又は空港アクセス線の高架橋等の耐震補強事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	-	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅における耐震補強実施駅数 主要ターミナル駅の耐震化率
(11)	鉄道施設安全対策事業(鉄道施設の戦略的維持管理・更新の推進) (平成25年度)	150	- -	0 (0)	1,055	202	地方鉄道事業者が保有する橋りょう、トンネル等の土木施設で、長寿命化に資する補強・改良を行う事業を対象に、補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	-	長寿命化に資する施設の改良を実施している事業者数 -
(12)	鉄道施設安全対策事業(災害復旧) (昭和33年度)	-	68 (62)	12 (12)	220	68	大規模災害を受けた鉄道であって速やかに災害復旧を施工してその運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害を生ずるおそれのある鉄道の鉄道事業者が、その資力のみによっては当該災害復旧事業を施工することが著しく困難であると認める時には、当該災害復旧事業に要する費用の一部を国と地方公共団体が補助する。	-	-
(13)	鉄道施設安全対策事業(災害復旧)(東日本大震災関連) (平成23年度)	-	710 (2,770)	2,100 (2,100)	340	-	東日本大震災により甚大な被害を受けた被災鉄道に対する国の支援を拡充する等を行った上で、被災地の鉄道の早期復旧に要する費用の助成。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	-	甚大な被害を受けた被災鉄道に対する災害復旧事業を施工する路線数 甚大な被害を受けた被災鉄道の復旧した路線数
(14)	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の優遇 (平成25年度)	-	- -	- -	-	-	切迫性や被害の影響度の大きい首都直下地震及び南海トラフ地震に備え、より多くの鉄道事業者の安全を確保する観点や、一時避難場所や緊急輸送道路等の公共的な機能も考慮し、当該地震において強い揺れが想定される地域における利用者の多い駅や路線等の耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3に軽減する。	-	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅における耐震補強実施駅数 主要ターミナル駅の耐震化率
(15)	鉄道の安全性向上設備に係る税制特例措置 (平成11年度)	-	- -	- -	-	-	地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の交付を受けて取得する鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	76	-
(16)	鉄道施設総合安全対策事業(耐震補強・浸水対策)	新27-020							
(17)	自動車監査担当官専門研修の実施 (平成13年度)	-	1 (1)	0 (0)	-	-	各地方運輸局等において自動車監査業務に関して基礎的な知識を有する者を対象に、高度な監査能力の習得を図るため、最新の関係法令知識、行政手続法の解説及び最新の行政不服審査請求等の講義の他、法令違反の隠蔽等の各地方運輸局及び運輸支局における悪質な監査・処分事案についての実施・対処方法等を討議し、同類事案等に対する適切な対応を目的とした事例研究を実施している。	77	自動車監査担当官専門研修実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取組件数
(18)	ITを活用した運送事業に対する監査体制の強化 (平成14年度)	151	111 (101)	44 (39)	49	49	「運送事業者監査総合情報システム」用の個別業務サーバを借用するとともに、当該システムの運用にあたり、サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア及び業務プログラムの安定稼働のための運用支援及び維持管理を行っている。また、当該システムに格納している自動車運送事業の各種情報を活用して、自動車運送事業者に対する効率的かつ効果的な監査を実施し、監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止、許可取消等の厳正な行政処分を行うとともに、改善について命令等の措置を講じている。	77	①自動車運送事業者に対する監査実施件数 ②自動車運送事業者に対する行政処分件数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取組件数
(19)	タクシー運転者登録制度ネットワークシステムの運用 (平成19年度)	152	25 (25)	45 (41)	27	30	タクシー業務適正化特別措置法に規定する指定地域については、当該地域内の営業所に配置するタクシーには、当該指定地域に係るタクシー運転者登録原簿に登録を受けている者以外の者を運転者として乗務させてはならないことが明確に規定されている。「タクシー運転者登録制度ネットワークシステム」は、全国13ヶ所の指定地域における運転者登録(法人・個人)業務を中心に、運転者証の交付、記載内容の訂正、運転者業務経歴証明書の交付や運転者ごとの違反情報等について一元管理を行っている。なお、同法の改正により、平成27年10月からは全国の指定地域以外の地域においても、運転者登録制度が実施されることとなっている。	-	全国13指定地域で行われるタクシー運転者の登録について発生する各種業務の迅速な処理。 (平成27年10月からは全国で実施) 指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の実施により、輸送の安全、利用者利便の確保を図る。 (平成27年10月からは全国で実施)
(20)	新技術に対応した整備技術の高度化促進方策事業 (平成22年度)	-	7 (5)	4 (0)	0	-	・自動車の新技術の利用の拡大に伴い、故障を診断し必要な整備を効率的に行える汎用型のスキャンツールの普及に向けた標準仕様や普及促進策等の検討。 ・学識経験者、自動車関係団体等による検討会。 ・報告書の作成	77	検討会開催実績 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取組件数

(21)	自動車保安対策 (昭和41年)	153	29 (20)	32 (24)	28	30	整備管理者に対する安全に係る関係法令、近年の事故事例、自動車技術の進歩等の車両の適切な保守管理を行うため必要な知識を取得させるための研修等を実施。	77	整備管理者研修等実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取組件数
(22)	貨物自動車運送秩序改善等対策 (昭和52年)	154	1 (1)	2 (1)	2	1	・貨物自動車運送事業に係る輸送秩序の改善のため、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督等を実施 ・過積載防止の徹底を図るため、過積載防止連絡会議等を実施	-	過積載防止対策連絡会議等実施回数 貨物自動車運送事業者の過積載防止違反の行政処分件数
(23)	リサイクル部品の活用の推進	155							
(24)	自動車と道路が連携した円滑、安全、安心な次世代ITSに関する検討 (平成24年度)	-	-	20 (18)	-	-	都市間高速における渋滞のうち、勾配変化部(サグ部)に起因する渋滞は約6割であり、喫緊の対策が必要となっている。また、交通事故による死傷者数は依然として高い状態で推移しており、対策が必要となっている。このことから、円滑、安全、安心な交通を確保するため、自動車と道路が連携した次世代ITSの実現に向けて、官民連携によるACC(車間距離制御システム)搭載車両を使用した実証実験を含む技術・安全面の検討や、渋滞等に対する効果分析を推進するものである。	-	官民連携によるACC(車間距離制御システム)搭載車両を使用した渋滞対策の実証実験 自動車と道路が連携した円滑、安全、安心な道路交通の実現
(25)	海上輸送の安全性向上のための総合対策 (平成21年)	156	9 (8)	13 (12)	25	16	船舶の安全基準は、国際海事機関において国際的な統一基準として制定・改正されているところ、海難事故や新たなニーズを考慮した安全基準を導入するため、国際会議において、国内外の事故及び実態調査等に基づく船舶の安全基準案を積極的に提案する。また、国際的船舶データベースの運営資金の拠出を通じて、ポर्टステートコントロールによる安全基準に満たない船舶の排除に貢献する。これらの取組みによって、海上輸送の安全を確保し、我が国周辺における船舶事故の削減を図る。	78	国際会議における新基準、指針等の決議数 関連する業績指標等と同内容
(26)	資格制度及び監査等による航行安全確保に必要な経費 (平成21年)	157	242 (197)	235 (203)	207	242	①国家試験を実施するほか、海技免許に関する原簿のデータの管理、免状の発行等のため、海技資格制度事務処理システムを導入する。 ②STCW条約の求めに従い、船員の資質の確保・向上を目的として、海技資格制度の実施・運用に係るすべての内部管理、監視、フォローアップの手順の文書化、文書化された手続きによる実務の実施、欠点があった場合の適時の修正行動について、内部監査により徹底を図る。また、一定期間ごとに外部機関による評価を実施しIMOに報告する。 ③海事関係法令に基づく運航監理業務、船員労務監査業務、立入検査業務を一元的に実施する。	78	-
(27)	小型船舶利用適正化に向けた総合対策 (平成15年度)	158	25 (18)	24 (15)	22	22	事故の未然防止と健全な利用振興を推進する観点から、①小型船舶操縦士制度に基づく危険操縦及び発航前点検等の遵守事項に関するパトロール活動及び周知啓発活動、②小型船舶に対する安全確保対策に関するパトロール指導及び周知啓蒙、③水上オートバイの利用適正化に関する調査等を実施する。	-	海難事故の減少等を目的とし、マリーナ、港等において、多くの小型船舶所有者に対して適正に船舶検査の受検及び小型船舶操縦者の遵守事項についてパトロール指導及び周知啓発する。 事故の未然防止、小型船舶の健全な利用振興等は、様々な要因が関係するものであることから、成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めるのは困難であるが、本事業の実施により、小型船舶の健全な利用振興及び関連産業の活性化を図る。
(28)	船舶の安全確保、海洋汚染の防止等に必要な経費 (平成21年度)	159	225 (179)	216 (184)	208	229	船舶法、船舶のトン数の測定に関する法律、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、国際航海船舶及び国際港灣施設の保安の確保等に関する法律等に基づき、船舶の登録、測定及び検査等を行うことにより、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策、放射性物質等危険物の海上運送の安全確保等を図る。	78	-
(29)	ポर्टステートコントロールの実施に必要な経費 (平成21年度)	160	101 (67)	110 (84)	95	99	我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策等に係る検査を実施し、欠陥のある船舶又は関連証書等を受有していない船舶等に対して船舶の航行停止を含む処分を行い、国際基準に満たないサブスタンダード船の排除を図る。	78	-
(30)	国際海事機関(IMO)分担金 (昭和32年度)	161	124 (124)	133 (133)	151	176	国際海事機関(IMO)は、航行安全・保安及び船舶からの海洋汚染の防止等広く海事に関する技術的及び法的事項について政府間の協力を促進し、国際的に統一された措置の採用及び条約等の作成を目的として設立された国連の専門機関であり、我が国は、1958年の設立以来今日まで理事国を務めている。IMO分担金は、IMO加盟国に課せられており、分担金を含む予算が2年に1回開催される総会で決定され、毎年全加盟国(準加盟を含む173の国及び地域)に割り当てられる。	-	IMO加盟国に課せられる分担金であり、我が国のみの事情でアウトプット及びアウトカムを定めて実施することは困難であるが、IMOにおいて、我が国の提案・意見等を適切に反映させる。
(31)	北大西洋流氷監視分担金 (平成21年度)	162	3 -	2 -	2	8	当該業務は、我が国船舶の航行の安全確保に大きく寄与するものであり、我が国は海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)第5章第6規則及び第5章付録の規定に基づき、係る業務の経費を分担するものである。	-	条約の規定に基づき課される分担金であり、我が国のみの事情でアウトプット及びアウトカムを定めて実施することは困難であるが、我が国の提案・意見等を適切に反映させる。
(32)	空港等維持運営(空港) (昭和27年度)	163	73,887 (66,068)	72,443 (69,790)	73,346	78,227	【事業目的】 航空機の安全運航の確保を図りつつ、空港の円滑な運営、全国の空域の効率的な運用や航空事故防止等への対応に資するため、国管理空港、航空保安施設などの維持管理・運営を行っている。 【事業概要】 ・滑走路、誘導路など空港土木施設の点検、清掃、修繕、除雪作業等 ・計器着陸装置、航空灯火など航空保安施設の点検、修理、保守等 ・航空路の監視レーダーなど航空路施設の点検、修理、保守等及び航空交通管制部の管理・運営 ・空港における警備や航空火災発生時の消防業務等 ・航空保安施設の飛行検査業務、航空管制官などを養成するための教育・研修施設の管理運営等	-	国が管理する空港数 航空保安無線施設数 航空路施設数 教育施設数

(33)	ハイジャック・テロ対策 (昭和48年度)	164	7,302 (6,977)	7,240 (7,444)	7,659	7,967	航空運送事業者、空港管理者等は、各自が役割と責任を分担し、旅客・貨物及び空港関係者のX線検査装置等による保安検査、貨物ターミナルビル等の監視等、所要の保安対策を講じ連携を図っているところである。本事業は国管理空港において、国が空港設置者として、民間航空の安全を確保するため、航空機に対するハイジャック・航空機テロ等の防止対策に使用する保安検査機器の整備に係る経費の1/2、保安検査業務及び監視業務に係る経費の1/2を分担して負担するもの等である。	80	-
(34)	空港等維持運営(航空気象) (昭和53年度)	165	2,313 (2,091)	2,461 (2,309)	2,856	3,144	全国81空港に設置してある気象観測施設により24時間365日観測を行うとともに、国際線が就航している37空港に対しては飛行場予報、飛行場警報及び飛行場気象情報を発表しているほか、日本が航空交通業務を担当する空域の気象実況を監視し、乱気流や火山灰等の空域気象情報(シグメット情報)及び予報等を発表している。これらの航空気象情報は、専用の通信網等を介して迅速に国内外の航空局及び航空会社等に配信している。	-	気象観測施設の設置空港数:81空港 目視による観測通報数:540,787通 空港及び空域に対する予報・警報等の発表数: 269,305通 気象解説の回数:61,954回 航空用気象資料の提供枚数:1,105,320枚 空港の予報通報の信頼性:99.7% 空港の観測通報の信頼性:99.7%
(35)	航空輸送安全対策 (昭和27年度)	166	167 (150)	158 (152)	158	103	航空法等に基づき航空輸送の安全性をより一層向上させるため、航空輸送事業業務監査、航空機の耐空証明等検査、航空機の製造・整備部門や運航管理施設等への立入検査、操縦士(機長等)に対する資格審査、外国航空機に対する検査(ランブインスペクション)等を実施している。	81	-
(36)	航空従事者の技能証明試験 (昭和27年度)	167	38 (33)	35 (35)	33	47	航空業務に従事する者は、航空法第29条(技能証明)及び第29条の2(限定変更)に基づく技能証明を有することが必要であることから、航空業務を行う者に対して、適正に航空従事者技能証明を行うもの。国は、技能証明申請者の知識及び技量を判定するため学科試験及び実地試験を実施している。また、実地試験合格後に試験合格者に対し航空従事者技能証明証及び技能証明の限定変更証等を交付している。	-	航空の安全を確保することを目的として、航空業務を行う者に対して適正に試験を行い、試験合格者に対して技能証明を交付するものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
(37)	国産旅客機開発に伴う安全性 審査方式の導入 (平成21年度)	168	85 (61)	87 (65)	82	75	・国産ジェット旅客機の型式証明審査及び関係機関との会議に係る国内外旅費 ・同機に採用される新技術に対応した安全性審査方式の導入に関する調査費及び審査に必要な環境整備 等	-	適合性証明文書のうち3ヶ月以内に航空局による審査を終了したものの比率 国産ジェット旅客機における航空事故発件数
(38)	国際民間航空機関分担金・拠 出金 (昭和28年度)	169	640 (629)	669 (669)	700	762	【事業目的】 国際民間航空が安全にかつ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて確立され、健全かつ経済的に運営されるように一定の原則及び取極を規定することにより、世界各国の協力を図ることを目的としている。国際民間航空機関(ICA)O)に係る我が国分担金の支出である。なお、ICAOの設置根拠条約である国際民間航空条約において、ICAO加盟国の分担金支払い義務が定められている。また、「航空保安行動計画」及び「航空交通管理プロジェクト」に対し、一定の拠出をしている。 【事業概要】 ①航空技術部門に関する事業(国際航空の安全、保安、正確及び効率化のために望ましい国際標準及び勧告方式の採択) ②航空運送に関する事業(国際航空運送の経済面での発展を支援するための出入国の簡易化、空港及び航空路航行援助施設に関する経済的問題、航空保安に関すること等) ③法律問題に関する事業 ④地域活動に関する事業 ⑤技術援助に関する事業 ⑥航空保安施設の共同維持に関する事業 などを実施。	-	理事会参加数 世界の定期航空便における事故率 世界の定期航空輸送量
(39)	(独)航空大学校(運営費交付 金) (平成13年度)	170	2,012 (2,012)	1,985 (1,985)	2,113	1,970	安定的な航空輸送の確保を図るため、中期目標に基づく中期計画において、我が国航空輸送の基幹的要員となるパイロットを養成するため年間72名の学生の教育を実施することを定め、年度計画において、具体的に年間予算や教育内容を定めて実施。	-	1年間の学生訓練時間数 航空大学校で養成した操縦士(卒業生)の就職者数: 72名
(40)	(独)航空大学校(施設整備費) (平成13年度)	171	132 (83)	93 (78)	163	66	航空大学校は、安定的な航空輸送の確保を図るため、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成しており、そのために必要となる施設及び設備が老朽化により業務に支障が生じないよう、改修、整備を実施するものである。	-	施設整備実施件数 航空大学校で養成した操縦士(卒業生)の就職者数: 72名
(41)	操縦士・整備士・製造技術者 の養成・確保対策 (平成27年度)	新27-023	-	-	-	138	航空機の操縦士、整備士・製造技術者の養成・確保を促進すべく、以下の施策を講じる。 ・民間養成機関の操縦士供給能力拡充(奨学金制度の設計検討のための取組、技量レベル向上のための取組等) ・航空大学校のさらなる活用(訓練の確実な実施や民間養成機関への技術支援強化等) ・航空会社における効率的な操縦士の養成の促進(安全性を確保しつつ航空会社による柔軟な訓練・審査プログラムの策定を可能とする制度(AQP)の導入に向けた環境整備) ・操縦士の健康管理の向上(加齢乗員の一層の活用に向けた取組、航空会社における健康管理体制確保のための取組等) 等	-	操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保を目的とした事業の実施状況 (本事業は内容が多岐にわたる、特定の定量的な指標を以て事業全体の活動指標とすることは適当ではなく、定量的な活動指標を置くことは困難である。) 主要航空会社の航空機操縦士の人数:約6,000人

公共交通等安全対策に必要な (42) 経費 (平成20年度)	172	167 (161)	165 (145)	169	169	運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の事故等が発生した場合、事実調査を行い、事実を適確に認定し、必要な試験研究を行い、これらの結果を総合的に解析して、委員会の審議を経て原因の究明を行う。また、必要と認めるときには、関係する行政機関の長や事故を起こした関係者等に対して、事故等の防止又は事故が発生した場合における被害の軽減のために必要な勧告あるいは意見を述べるにより改善を促す。調査の結果は、報告書としてとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表することとなっている。	76,78.81	-
施策の予算額・執行額	167,961 (143,748)	165,237 (154,185)	163,775	158,524	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし		